

各位

## 取引業者に対する研究費不正使用防止方針

東京国際大学

本学では、「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン(実施基準)」（平成 19 年 2 月 15 日文科科学大臣決定、令和 3 年 2 月 1 日改正）に基づき、研究費の不正使用防止に努めています。

### 1 取引停止について

預け金や取引事実と異なる書類の提出をはじめとする「不正又は不適切な行為」を行った業者に対しては、取引停止の措置をとります。

#### 「学校法人東京国際大学固定資産及び物品等調達規程」より

**第 9 条**(取引の停止) 次の各号の一に該当する行為を行った者、又は行うおそれのある者とは一定期間取引を行わないものとする。

- (1) 調査にあたり虚偽の申告をした者
- (2) 入札・見積等の際し、不当に価格をせり上げるような不正行為を行った者
- (3) 正当な理由なく契約を履行せず、又は履行を完了する能力に欠ける者
- (4) 契約の履行の際し、故意に粗雑な工事を行い若しくは物件等の品質、数量等に関し、不正の行為を行った者
- (5) 監督又は検査の際し、職員の職務の執行を妨げた者
- (6) その他法人に不利益を及ぼした者

### 2 「誓約書」の提出について

- ① 以下の 4 つの要件に全て該当する場合、または「東京国際大学における公的研究費の管理・監査の実施基準」の主旨に照らして必要性が認められる場合、当該取引業者に対し、「誓約書」の提出を求めます。

#### 誓約書の提出を求める業者の要件

- 1) 研究者が選定した業者。
- 2) 2 社以上の相見積もりがない。
- 3) 同一業者への 2 回目の発注。
- 4) 1 回の発注金額合計が 10 万円以上。

## ② 「誓約書」の内容

1. 東京国際大学の規則を遵守するとともに、不正に関与しないこと。
2. 東京国際大学の内部監査、その他調査等において、取引帳簿の閲覧・提出等の要請に協力すること。
3. 不正が認められた場合は、取引停止を含むいかなる処分を講じられても異議がないこと。
4. 東京国際大学構成員（教職員、その他関連するもの）から不正な行為の依頼等があった場合には、東京国際大学の不正使用に関する通報・相談窓口（法人本部「コンプライアンス相談窓口」）に連絡すること。

## 3 通報窓口の設置について

本学教職員から「不正又は不適切な行為」の相談や要請等があった場合は、応じることなく、速やかに告発受付窓口にご連絡ください。

法人本部「コンプライアンス相談窓口」 [compliance-ml@tiu.ac.jp](mailto:compliance-ml@tiu.ac.jp)

以上

# 誓約書

当社（当法人）は、学校法人東京国際大学との取引に当たり、下記の事項を遵守することを誓約します。

## 記

1. 東京国際大学の規則を遵守するとともに、不正に関与しないこと。
2. 東京国際大学の内部監査、その他調査等において、取引帳簿の閲覧・提出等の要請に協力すること。
3. 不正が認められた場合は、取引停止を含むいかなる処分を講じられても異議がないこと。
4. 東京国際大学構成員（教職員、その他関連するもの）から不正な行為の依頼等があった場合には、東京国際大学の不正使用に関する通報・相談窓口（法人本部「コンプライアンス相談窓口」）に連絡すること。

令和 年 月 日

学校法人東京国際大学理事長・総長 倉田 信靖 殿

（住 所）

（社 名）

（代表者役職・氏名）

⑨

誓約書様式（業者用）